

## 金融業の繰延税金資産の特徴 — 計上額が最大の業種として —

小倉 加奈子

### 目 次

- |                  |          |
|------------------|----------|
| 1. はじめに          | 3. 今後の展望 |
| 2. 銀行業の繰延税金資産の特徴 |          |

繰延税金資産の金額が比較的多額となる金融業、特に、銀行業の繰延税金資産の特徴について、将来減算一時差異または将来加算一時差異の発生原因別に監査人の視点から分析し、今般の会計基準改正の影響を概観するとともに、今後の展望について意見を述べる。

### 1. はじめに

平成27年12月28日付で企業会計基準委員会（以下、ASBJ）から「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号。以下、回収可能性適用指針）が公表され、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されている（注1）。平成10年10月に企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」が公表され、わが国の企業会計において税効果会計が全面的に適用されるようになった。税効果会計においては、繰延税金資産の回収可能性の判断に基づいて繰延税金資産の計上額が決定される。この回収可能性の判断には、財務

諸表作成者の会計上の見積りが伴い、見積りには正確に測定することができないという性質、すなわち不確実性が伴う。これまでの会計実務では、財務諸表作成者の回収可能性の判断は、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、監査委員会報告第66号）に基づいて行われてきた。このような監査上の取扱いによる会計処理の取り決めについては、日本公認会計士協会が委員会報告等として規定をしており、繰延税金資産の回収可能性の判断以外にも連結範囲の決定に関する重要性の原則の適用、親子会社間の会計処理の統一、特別目的会社を利用した取引などが見られるところではあるが、平成13年にASBJが発足してからは、



小倉 加奈子（おぐら かなこ）

有限責任 あずさ監査法人パートナー。1992年公認会計士登録。03年社員就任。15年常務理事就任（現任）。13年日本公認会計士協会常務理事就任（会計制度担当）。16年同常務理事再任（業種別委員会担当）。14年企業会計基準委員会税効果会計専門委員会専門委員（現任）。